

○ 所得の目安

区 分		大学等の部	高等学校等の部
		基 準 額	基 準 額
世 帯 人 員	1 人	209 万円	155 万円
	2 人	297	248
	3 人	318	285
	4 人	344	309
	5 人	359	332
	6 人	375	351
	7 人	393	369
世帯人員が7人を超える場合は、 1人増すごとに右の金額をそれぞれ 世帯人員7人の所得基準額に加算する。		18万円	17万円

※あくまで目安なので、控除等により認められる場合があります。

○ 学力の目安

(1) 大学等志願生

1年次

- ① 高等学校最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した評価点を5段階評価により算出する。出願資格はおおむね3.5以上とする。
- ② 国の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者については、合格成績の評定を合格科目について平均した値により算出する。出願資格はおおむね4.0以上とする。

2年次以上

申込時までの大学の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を3段階評価で算出する。出願資格はおおむね4.0以上とする。
("A"又は"優"相当を5, "B"又は"良"相当を4, "C"又は"可"相当を3とする。)

(2) 高等学校等志願生

1年次

- ① 申込時までの中学校等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を5段階評価により算出する。出願資格はおおむね3.0以上とする。
- ② 上記(1)による評定が出ない場合は、中学校における最終学年の学習成績の評価を全履修教科について平均した値を5段階評価により算出する。出願資格はおおむね3.5以上とする。ただし、中学校における学習成績の評定がそれ未満であっても、校長が特に人物に優れ、かつ奨学金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認める者は、おおむね3.0以上とする。

2年次以上

申込時までの高等学校等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を5段階評価で算出する。出願資格はおおむね3.0以上とする。

※あくまで目安なので、審査によって認められる場合があります。